

□■受験対策ミニ講座1号2019□■

夏のスクーリング期間が終わる頃に、「観測史上初」と繰り返し報道される大きな台風がやってきました。被害に遭われたみなさまに、心よりお見舞い申し上げます。2年生はすでに本格的な試験準備期間に入っています。体力をつけ、夏の疲れから早く立ち直って、みんなで前へ進んでいきましょう。

秋からの「養成所ニュースプラス(メルマガ)」は、週1回のペースで「受験対策ミニ講座」を開講します。過去問や模擬問題の解説を中心に「社会福祉とは何か」といったことも考えながら、試験までの日々を伴走していきたいと思います。1年生の方も、来年への助走期間としておつきあいください。

それでは手始めに、頻出事項である「社会福祉士の倫理綱領・行動規範」に関する模擬問題を解いてみましょう。

【模擬問題1 相談援助の基盤と専門職】

「社会福祉士の倫理綱領・行動規範」に関して正しいものを1つ選べ。

- 1 「日本国憲法」に規定されている。
- 2 「社会福祉法」に規定されている。
- 3 「社会福祉士・介護福祉士法」に規定されている。
- 4 日本社会福祉士会が定めた。
- 5 国際ソーシャルワーカー連盟が定めた。

正解と解説は最後に記載しています。

■Plus Column.....

【専門職としての矜持】

「社会福祉士の倫理綱領・行動規範」は日本社会福祉士の総会で採択されたものです。倫理綱領は専門職者が価値観を明確にして職業方針を示したものです。最近では、法令順守(コンプライアンス)の重要性がいわれ、企業でも社会的責任への自覚のもとに社員の行動基準となる社内規範としての「倫理綱領 code of ethics」を定めている例もあります。

専門職はその分野における高度な知識や技術をもっていることから、クライアントの権利を侵害してしまいがちの立場にあります。そのことへの自覚から自らを律し、内外に専門職としての立場を明らかにするために、自分たちで「倫理綱領」を定めているのです。医師会、弁護士会などの専門職団体もそれぞれ独自の倫理綱領をもっています。「倫理綱領」をもっていることは専門職の誇りでもあるのです。

「行動規範」は、「実践において従うべき行動」としてより具体的に明文化されたもので、倫理綱領の各項目に対応しています。「してはいけないこと」が列挙されているため「べからず集」といわれることもあります。「社会福祉士の倫理綱領・行動規範」は『受講の手引き』に収録しています。必ず目を通しておいてください。

■Back Number.....

過去のバックナンバーはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686

【模擬問題1:解説と正解】

- 1 × 法律に規定されているものではありません。従って法的拘束力はありません。
- 2 × 上に同じ。
- 3 × 上に同じ。
- 4 ○
- 5 × 日本社会福祉士会は国際ソーシャルワーカー連盟に加盟していますが、「社会福祉士の倫理綱領・行動規範」は日本社会福祉士会独自のものです。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013東京都港区浜松町2-7-19KDX浜松町ビル6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus